

1 改正の趣旨

警察法（昭和29年法律第162号）並びに公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年12月22日政令第250号）及び行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の改正に伴い、国家公安委員会行政文書管理規則（平成23年国家公安委員会規則第8号）について所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 警察法の改正に伴うもの

重大サイバー事案に関する警察庁職員等の職務執行に対する国家公安委員会への苦情に関する行政文書の取扱いについての規定の整備

(2) 公文書等の管理に関する法律施行令の改正に伴うもの

- 複数年度の行政文書を一つの行政文書ファイルにまとめることができる仕組みの整備
- 保存期間の延長に関する手続の簡素化 等

(3) 行政文書の管理に関するガイドラインの改正に伴うもの

- 歴史的緊急事態に関する記録の作成についての規定の整備
- 電磁的方式による行政文書の管理の原則の明記 等

3 施行日

令和4年4月1日

※ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第3項の規定に基づき内閣総理大臣との協議を経た上で制定、施行

4 その他

本規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第1号（組織について定めるもの）に該当することから、意見公募手続を実施しない。

公安委員会 説明資料No. 2	国家公安委員会個人情報管理規則 及び国家公安委員会審査請求手続 規則の一部改正について	令和4年3月17日 長官官房
--------------------	---	-------------------

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）の一部の施行に伴い、国家公安委員会個人情報管理規則（平成17年国家公安委員会規則第5号）及び国家公安委員会審査請求手続規則（平成28年国家公安委員会規則第1号）について所要の規定の整備等を行うもの。

【参考】 デジタル社会形成整備法の内容（今回の規則改正に関するもの）

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）等を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に統合
- 個人情報保護法に保有個人情報の漏えい等が生じた場合における個人情報保護委員会に対する報告等に関する規定を整備

2 改正の概要

- 国家公安委員会個人情報管理規則に保有個人情報の漏えい等が生じた場合の対応に関する規定を整備(第8条関係)
- 行政機関個人情報保護法を引用する規定について所要の整理

3 施行日

令和4年4月1日

4 その他

本規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第1号（組織について定めるもの）又は第39条第4項第8号（法令等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理等を行うもの）に該当することから、意見公募手続を要しない。

1 警察庁組織令の一部を改正する政令案

- (1) 長官官房に技術総括審議官1人並びに技術企画課及び通信基盤課を置き、その所掌事務を定めるとともに、企画課の所掌事務を改める。(第2条、第8条、第10条、第11条及び第15条関係)
- (2) 少年課の所掌事務を改め、同課を人身安全・少年課とするとともに、生活安全企画課の所掌事務を改める。(第17条から第19条まで関係)
- (3) サイバー警察局にサイバー企画課、サイバー捜査課及び情報技術解析課を置き、その所掌事務を定める。(第44条から第47条まで関係)
- (4) その他所要の規定を整備する。

2 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- (1) 技術企画課に情報セキュリティ対策室及び情報セキュリティ監査官を設置する。(第9条関係)
- (2) 人身安全・少年課に人身安全対策室を設置する。(第22条関係)
- (3) 交通規制課に特別交通対策室を設置する。(第39条関係)
- (4) 外事課に経済安全保障室を設置する。(第44条関係)
- (5) 関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を設置する。(第138条関係)
- (6) その他所要の規定を整備する。

3 施行期日

令和4年4月1日

公安委員会 説明資料No. 4	警察官の職務に協力援助した者の 災害給付に関する法律施行令の 一部を改正する政令案について	令和4年3月17日 長 官 官 房
--------------------	---	----------------------

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

警察官の職務に協力援助した者が、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容（第7条の2第2項関係）

労働者災害補償保険法施行規則の改正による介護補償給付の額の改定を受け、国家公務員災害補償法に基づく介護補償の月額が引き上げられることに伴い、介護給付の金額の引上げを行う。

(1) 常時介護を要する場合（障害の程度が重い場合）

	【現 行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	171,650円	→	改定なし
・ 親族介護の場合の定額	73,090円	→	75,290円

(2) 随時介護を要する場合（障害の程度が軽い場合）

	【現 行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	85,780円	→	改定なし
・ 親族介護の場合の定額	36,500円	→	37,600円

3 施行期日

令和4年4月1日

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」について</p>	<p>令和4年3月17日 刑事局 生活安全局 交 通 局</p>
----------------------------	---	--

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

2 改正の内容

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）第8条の規定による改正後の船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第112条第1号（無料の船員職業紹介事業の無許可営業）及び第112条第2号（第34条第1項に係る部分）（偽りその他不正の行為による無料の船員職業紹介事業の許可の取得）に規定する罪に当たる行為を、上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するほか、所要の改正を行う。

3 意見公募手続の実施結果

規則案について、令和4年1月24日（月）から同年2月22日（火）までの30日間、意見公募手続を実施したところ、本規則案についての意見はなかった。

4 施行期日

令和4年4月1日（金）

公安委員会 説明資料No. 6	神戸山口組の指定の確認 について	令和4年3月17日 刑 事 局
<p>1 概要</p> <p>令和4年1月31日、兵庫県公安委員会から神戸山口組に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>※ 神戸山口組(主たる事務所:兵庫県、代表する者:井上^{いの上}邦雄^{くに お}、構成員:約550人)</p> <p>2 指定の要件に該当すると認める理由</p> <p>(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性</p> <p>神戸山口組は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>前回指定の効力発生日以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性</p> <p>神戸山口組の幹部の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性</p> <p>神戸山口組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている一つの団体である。</p>		

1 経緯

ウクライナ・ロシア情勢を受け、現在、国際社会は、ロシアに対して各種の経済制裁を実施中であるところ、その実効性を確保し、ロシアに対する圧力を更に強化するため、G7等の財務及び司法・内務大臣による閣僚級会合が開催されたもの。

2 閣僚級会合（3/16）の結果概要

(1) 参加国

米、英、仏、独、伊、加、豪、欧州委員会及び日本の財務大臣及び司法・内務大臣らが参加。

我が国からは、二之湯国家公安委員会委員長のほか、鈴木財務大臣、古川法務大臣が参加。

(2) 成果

ロシアによるウクライナに対する不当な侵略を改めて強く非難し、対ロシア経済制裁の実効性を確保することの重要性を確認。

また、本タスクフォース参加国間の結束・連携を強化し、制裁措置の実施及び違法行為の取締り・訴追の双方の側面から、迅速にアプローチしていくことで一致。